

がなされる」に、「〔当該〕を「〔当該〕に改め、「合併」との下に「同項第四号中「機構の子会社及び承継銀行子会社のいづれでも」とあるのは「承継銀行子会社で」と」を加え、同項第五号中「が特別危機管理銀行と合併する」を「及び特別危機管理銀行を当事者とする合併又は会社分割がなされる」に改め、「設立する合併」との下に「同項第五号及び第六号中「機構の子会社及び特別危機管理銀行子会社のいづれでも」とあるのは「特別危機管理銀行子会社で」と」を加え、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 第百二十五条第一項、第一百二十六条第一項及び第一百二十六条の三十九第一項の規定の適用について
は、附則第七条第一項に規定する業務（第一百二十六条の三十一、第一百二十六条の三十八第七項又は附則第十五条の四の二第七項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助、第一百二十六条の三十二第四項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく第一百二十六条の三十二第一項に規定する追加的特定資金援助、第一百二十九条第一項の規定による資産の買取り（特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等に係るものに限る。）及び附則第十条第七項に規定する措置（特別監視金融機関等について設けた承継勘定に属する資産に係るものに限る。）に係るものに限る。）

は、危機対応業務とみなす。

七 協定銀行及び特定承継金融機関等を当事者とする合併又は会社分割がなされる場合における第百二十六条の三十七において準用する第九十六条第一項の適用については、同項第一号中「合併（当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人が機構の子会社でないものに限る。）」とあるのは「合併」と、同項第四号中「機構の子会社及び承継銀行子会社のいづれでも」とあるのは「承継銀行子会社で」とする。

附則第二十三条第六項各号列記以外の部分中「第十五条の四」を「第十五条の四の二」に改め、同項第一号中「規定する業務」の下に「（附則第十五条の二第四項第五号に規定する特別監視金融機関等の債務等承継に係るもの除去。）」を加え、同項第一号中「までに規定する業務」の下に「（特別監視金融機関等の債務等承継に係るもの除去。）」を加え、同項第七号中「第十五条の四まで」を「第十五条の四の二まで」に改め、「第十五条の四第七項」との下に「、「第一百二十六条の三十一及び第一百二十六条の三十八第七項」とあるのは「、「第一百二十六条の三十一、第一百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」と、「並びに第一百二十六条の三十八第

五項」とあるのは「第一百二十六条の三十八第五項並びに附則第十五条の四の二第五項」と、「(第一百二十六条の三十一及び第一百二十六条の三十八第七項)」とあるのは「(第一百二十六条の三十一、第一百二十六条の三十八第七項及び附則第十五条の四の二第七項)」とを加え、同号を同項第八号とし、同項第六号中「及び第一百一条第七項」を「及び第一百二十六条の三十八第七項」に、「第一百一条第七項及び附則第十五条の四第七項」を「第一百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「及び第一百十八条第四項」を「及び第一百二十八条の二第二項」に改め、「第一百十八条第四項及び附則第十五条の四第七項」を「第一百二十八条の二第二項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」に改め、「第一百二十六条の三十八第七項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「及び第一百一条第七項」を「及び第一百二十六条の三十八第七項」に、「第一百一条第七項及び附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第百二十五条第一項、第一百二十六条第一項及び第一百二十六条の三十九第一項の規定の適用について
は、附則第十五条の二から第十五条の四までに規定する業務（特別監視金融機関等の債務等承継に係

るものに限る。）及び附則第十五条の四の二に規定する業務は、危機対応業務とみなす。

（銀行法の一部改正）

第十四条 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる者は、当該各号に定める知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

一 銀行の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、銀行の常務に従事する取締役及び執行役） 銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

二 銀行の監査役 銀行の取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

三 銀行の監査委員 銀行の執行役及び取締役（会計参与設置会社にあつては、執行役、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

第十三条第一項中「出資」の下に「（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）」を加え、同条第

三項を次のように改める。

3 前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二 信用の供与等を行う銀行又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 いかなる名義をもつてするかを問わず、又いかなる方法をもつてするかを問わず、銀行又はその子会社等が第一項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行つた場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、銀行又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。

第十六条の二第一項第十一号中「第七項」を「第十項」に改め、同項第十二号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第七項」を「次号並びに次条第

七項及び第八項]に改め、同号の次に次の一号を加える。

十二の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第十六条の二第一項第十三号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、同項に次の一号を加える。

十四 前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

第十六条の二第二項第六号口、第七号口及び第八号ハ中「に掲げる持株会社」を「又は第十四号に掲げる会社」に改め、同条第三項中「その他の」を「銀行又はその子会社による同項第十一号又は第十二号の一に掲げる会社の株式等の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該銀行又は

その子会社による同項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由を除く。」を加え、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「又は第十三号」を「第十二号又は第十四号」に、「第七項」を「第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 第一項の規定は、銀行が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている同項第七号から第十一号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第六項において同じ。）又は特例対象持株会社（持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。）をいう。第六項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該銀行は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

- 5 銀行は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けて、一年限り、これらの期限を延長することができる。

- 6 内閣総理大臣は、銀行につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一 当該銀行が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社としている第一項第七号から第十一号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ないと認められること。

二 当該銀行が子会社とした第一項第七号から第十一号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該銀行がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ないと認められること。

第十六条の三第一項中「及び第十三号に掲げる会社」を「第十二号の二及び第十三号に掲げる会社（同項第十二号の一に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社」に改め、同条第四項第一号中「前条第四項」を「前条第七項」に、「限る。」を「限る。」に改め、同項第二号中「とき。」を「とき」に改め、同項第三号中「限る。」を「限る。」に改め、同項第四号中「とき。」を「とき」に改め、同項第五号及び第六号中「限る。」を「限る。」に改め、同条第七項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」を「前条第一項第十一号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条第八項中「前各項」を「第一項から第七項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び前条第一項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社（当該銀行の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社を

いう。

第二十四条第二項中「者」の下に「その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み、」を加える。

第二十七条中「若しくは監査役」を「監査役若しくは会計監査人」に改める。

第四十七条第一項ただし書中「第二章の一」の下に「第十八条」を加える。

第四十七条の二を第四十七条の三とし、第四十七条の次に次の二条を加える。

（外国銀行支店の資本金に対応する資産の国内保有）

第四十七条の二 外国銀行支店は、常時、政令で定めるところにより、十億円を下回らない範囲内において政令で定める額以上の資本金に対応する資産を国内において保有していなければならぬ。

第五十一条第三項中「及び第五百八条」を「五百八条」に、「の規定並びに同章第二節」を「同章第二節」に改め、「特別清算」の下に「第七編第三章第一節（総則）及び第三節（特別清算の手続に関する特則）並びに第九百三十八条第一項から第五項まで（特別清算に関する裁判による登記の嘱託）」を加える。

第五十二条の二の二第三号中「第五十四条の二」を「第五十四条の二第二項」に、「届出」を「認可等」に、「外国銀行代理業務（同条）」を「外国銀行代理業務（同項）」に、「所属外国銀行（同条）」を「所属外国銀行（同項）」に改め、同条第四号中「第五十九条の四」を「第五十九条の四第二項」に、「届出）」を「認可等）」に、「同条」を「同条第一項」に改める。

第五十二条の二第二項中「出資」の下に「（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二 信用の供与等を行う銀行持株会社又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

第五十二条の二第二項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、銀行持株会社又はその子会社等が第一項本文の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行つた場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、銀行持株会社又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、同項本文の規定を適用する。

第五十二条の二十三第一項第十号中「第六項」を「第九項」に改め、同項第十一号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「第五十二条の二十四第七項」を「次号並びに第五十二条の二十四第七項及び第八項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（第五十二条の二十四第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第五十二条の二十三第一項第十一号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、同項に次の一号を加える。

十三 銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

第五十二条の二十三第二項中「その他の」を「銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式等の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）」を加え、同条第六項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「若しくは第十二号」を「第十二号若しくは第十三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 第一項の規定は、銀行持株会社が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている同項第

六号から第十号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第五項において同じ。）又は特例対象持株会社（持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。）をいう。第五項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4 銀行持株会社は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。

5 内閣総理大臣は、銀行持株会社につき次の各号のいづれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一 当該銀行持株会社が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社

としている第一項第六号から第十号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二 当該銀行持株会社が子会社とした第一項第六号から第十号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該銀行持株会社がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

第五十二条の二十三の二第一項第一号口中「前条第一項第十一号」の下に「及び第十一号の二」を加え、同項第二号中「第十一号」の下に「及び第十一号の二」を加え、同条第二項中「前条第一項第十一号」の下に「及び第十一号の二」を加え、同条第五項中「前条第四項」を「前条第七項」に改める。

第五十二条の二十四第一項中「及び第十二号に掲げる会社並びに特例子会社対象会社」を「第十一号の二及び第十二号に掲げる会社（同項第十一号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例子会社対象会社並びに特例対象会社」に改め、同条第四項第一号から第三号までの規定

中「とき。」を「とき」に改め、同項第四号中「第五十二条の二十三第三項」を「第五十二条の二十三第六項」に、「限る。」を「限る。」に改め、同項第五号から第七号までの規定中「限る。」を「限る。」に改め、同条第七項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与する」と認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」を「第五十二条の二十三第一項第十一号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条第八項中「前各項」を「第一項から第七項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び第五十二条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社（銀行持株会社の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第五十二条の二十一第二項中「受けた者」の下に「（その者から委託（一以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）」を加える。

第五十二条の二十四第一項中「若しくは監査役」を「監査役若しくは会計監査人」に改める。

第五十三条第一項第二号中「又は第十二号」を「から第十二号の二まで」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改め、同項第三号中「第十六条の二第四項」を「第十六条の二第七項」に改め、同項第八号中「金融破綻^{たん}処理制度」を「金融破綻処理制度」に改め、同条第三項第三号中「又は第十一号」を「から第十一号の二まで」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改め、同項第四号中「第五十二条の二十三第三項」を「第五十二条の二十三第六項」に改める。

第五十五条第二項中「第五十二条の二十三第三項若しくは第四項ただし書」を「第五十二条の二十三第六項若しくは第七項ただし書」に改める。

第五十七条の六第二号中「第十六条の二第四項」を「第十六条の二第七項」に、「破綻^{たん}金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第五十七条の七中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改める。

第六十三条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第二十九条の規定による命令に違反した者

第六十二条第七号中「若しくは監査役」を「監査役若しくは会計監査人」に改める。

第六十五条第一号中「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改め、同条第六号中「第十六条の二第四項」を「第十六条の二第七項」に、「同条第六項」を「同条第九項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改め、同条第十号中「第二十九条」を削り、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 第四十七条の二の規定に違反して、同条に規定する額以上の資産を国内において保有しないとき。

第六十五条第十七号中「第五十二条の二十三第三項」を「第五十二条の二十三第六項」に、「同条第五項において準用する同条第三項」を「同条第八項において準用する同条第六項」に、「（同条第三項）を「（同条第六項）に改め、同条第二十号中「第十六条の二第四項（同条第六項）を「第十六条の二第七項（同条第九項）に、「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に、「第五十二条の二十三第三項（同条第八項）を「第五十二条の二十三第六項（同条第八項）に改める。

（保険業法の一部改正）

第十五条 保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第一百八条第一項中「をいう」の下に「。第三百十五条第七号及び第三百十七条の二第七号において同じ」を加える。

第二百七十二条の五第八項中「第三百十九条第十一号」を「第三百十九条第十号」に改める。

第二百九十二条第八項中「第三百十九条第十二号」を「第三百十九条第十一号」に改める。

第三百十五条第五号を第八号とし、第四号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第三百条第一項の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（運用実績連動型保険契約に係るものに限る。）をした者

第三百十五条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第九十九条第八項（第一百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十四条第一項第一号の規定に違反して、同号に掲げる行為（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るもの除去。）をした者

四 第九十九条第八項（第一百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るもの除去。

以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

第三百十六条の二第一号中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「第三号又は」を「の規定に違反して、同号に掲げる行為（同法第一条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。）をした者又は第九十九条第八項において準用する同法第二十四条第一項第三号若しくは」に改め、

同条中第四号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第二号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第九十九条第八項（第一百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

第三百十七条の二第七号中「同項第一号から第三号まで」を「同項第一号に掲げる行為（運用実績運動型保険契約に係るものを除く。）をした者又は同項第二号若しくは第三号」に改める。

第三百十九条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第三百二十二条第一項第一号中「第三百十五条第五号」を「第三百十五条第三号、第四号、第七号若し

くは第八号」に改め、同項第四号中「第五号を」を「第三号、第四号、第七号及び第八号を」に改める。

第十六条 保険業法の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる者は、当該各号に定める知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

- 一 保険会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、保険会社の常務に従事する取締役及び執行役）　保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験
- 二 保険会社の監査役　保険会社の取締役（会計参与設置会社（会計参与を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験
- 三 保険会社の監査委員　保険会社の執行役及び取締役（会計参与設置会社にあつては、執行役、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

第五十三条の二第一項第三号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加え、同項第四号中「禁

錮」を「禁錮」に改める。

第五十三条の十八第一項中「（会計参与を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）」を削る。

第一百条の四の次に次の一条を加える。

（運用報告書の交付）

第一百条の五 保険会社は、運用実績連動型保険契約（その保険料として收受した金銭を運用した結果に基づいて保険金、返戻金その他の給付金を支払うことを保険契約者に約した保険契約をいう。以下この条、第一百十八条第一項、第三百十五条第八号及び第三百十七条の二第七号において同じ。）に基づいて運用する財産について、内閣府令で定めるところにより、当該財産の運用状況その他の内閣府令で定める事項を記載した運用報告書を作成し、当該運用実績連動型保険契約の保険契約者に交付しなければならない。ただし、運用報告書を保険契約者に交付しなくとも保険契約者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 保険会社は、前項の規定による運用報告書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この

場合において、当該保険会社は、当該運用報告書を交付したものとみなす。

3 前二項の規定は、保険会社が締結した運用実績連動型保険契約の保険契約者が金融商品取引法第二条第三十一項（定義）に規定する特定投資家である場合には、適用しない。ただし、保険契約者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第一百六条第三項中「その他の」を「保険会社又はその子会社による同項第十三号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該保険会社又はその子会社による同号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）」を加える。

第一百七条第一項中「掲げる会社」の下に「並びに特例対象会社」を加え、同条第八項中「前各項」を「第一項から第七項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第一項の「特例対象会社」とは、前条第一項第十三号に掲げる会社（保険会社の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第一百十八条第一項中「（その保険料として收受した金銭を運用した結果に基づいて保険金、返戻金その他の給付金を支払うこと）を保険契約者に約した保険契約をいう。第三百十五条第七号及び第三百十七条の

「第七号において同じ。」を削る。

第一百二十八条第二項中「受けた者」の下に「（その者から委託（一以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに同条第二項及び第三項において同じ。）」を加える。

第一百三十三条中「若しくは監査役」を「監査役若しくは会計監査人」に改める。

第一百九十九条中「第七条の二」の下に「第一百条の五」を、「第一百一条第一項」との下に「第一百条の五中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と」を加える。

第一百条第二項中「受けた者」の下に「（その者から委託（一以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み、」を加える。

第二百一条第二項中「受けた者」の下に「（その者から委託（一以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項において同じ。）」を加える。

第一百一十六条第二項中「者」の下に「（その者から委託（一以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み、」を加える。

第一百四十条の六第一項中「（第三百九条第二項第四号、第五号）を〔第三百九条第二項第三号（同法第

百七十二条第一項に係る部分に限る。）から第五号まで」に改める。

第二百四十二条第一項中「財産。」の下に「以下この条、」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、保険会社又は外国保険会社等が預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百二十六条の五第一項（特定管理を命ずる処分）に規定する特定管理を命ずる処分を受けている場合においては、当該保険会社又は外国保険会社等に対し、保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分をすることはできない。

第二百四十九条第一項中「第三百九条第二項第四号、第五号」を「第三百九条第二項第三号（同法第二百七十二条第一項に係る部分に限る。）から第五号まで」に改める。

第二百四十九条の二第一項中「会社法」の下に「第一百一十条第二項（定款の変更の手続の特則）、第二百七十二条第一項（全部取得条項付種類株式の取得に関する決定）、第二百九十九条第二項（募集事項の決定）、」を、「第四百六十六条（定款の変更）」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 全部取得条項付種類株式（会社法第二百七十二条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をい

う。）の発行のために必要な定款の変更、当該全部取得条項付種類株式の全部の取得又はこれとともに
にする同法第百九十九条第一項（募集事項の決定）に規定する募集株式の発行に係る同条第二項に規
定する募集事項の決定

第二百四十九条の二第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加え
る。

三 事業の全部又は重要な一部の譲渡

第二百四十九条の二第五項中「会計監査人は選任時の属する事業年度」を「会計監査人は当該被管理会
社に係る保険管理人による管理」に、「執行役は選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される」を
「執行役は当該」に改める。

第二百四十九条の三中「前条第一項第二号若しくは第三号」を「前条第一項第一号、第二号若しくは第
四号」に改める。

第二百六十五条の二十八第一項中第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

九 破産法の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代

理、会社更生法の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務

十 預金保険法第二百二十六条の四第三項（特別監視代行者）に規定する特別監視代行者の業務

十一 預金保険法第二百二十六条の六第一項（機構代理）に規定する機構代理の業務

第二百七一条の二十二第四項中「その他の」を「、保険持株会社又はその子会社による同項第十三号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該保険持株会社又はその子会社による同号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）」を加える。

第二百七一条の二十七第一項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに同条第二項及び第四項において同じ。）」を加える。

第二百七一条の三十第一項中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは会計監査人」に改める。

第一百七十二条の二十一第一項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに同条第二項及び第三項において同じ。）」を加える。

第一百七十二条の四十第二項中「」又は当該少額短期保険持株会社から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第三百十五条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 第百条の五第一項（第一百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、運用報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない運用報告書若しくは虚偽の記載をした運用報告書を交付した者又は第一百条の五第二項（第一百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

第三百二十二条第一項第一号中「、第四号、第七号若しくは第八号」を「から第五号まで、第八号若しくは第九号」に改め、同項第四号中「、第四号、第七号及び第八号」を「から第五号まで、第八号及び第

九号」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第十七条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第九項第一号」の下に「、第三百七十七条第一項、第四百四十六条第一項」を加え、同条第九項第一号中「銀行」の下に「、外国銀行支店（銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）、銀行持株会社（同法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。）」を、「信用協同組合」の下に「、信用金庫連合会、信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）」を加え、「保険会社」を「指定親会社（同法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。以下同じ。）、保険会社、保険持株会社（保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。以下同じ。）」に、「保険業法第二条第十八項」を「同条第十八項」に改め、同項第二号中

「労働金庫」の下に「及び労働金庫連合会」を加える。

第十七条中「（昭和二十四年法律第二百八十一号）」を削る。

第三百七十七条第一項中「保険会社」を「外国銀行支店に係る外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、指定親会社、保険会社、保険持株会社」に改め、同条第二項中「金融機関」の下に「外国銀行支店に係る外国銀行、銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「保険会社」の下に「保険持株会社」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 監督庁は、第一項の規定により金融商品取引業者及び指定親会社の更生手続開始の申立てをすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関する財務大臣に協議しなければならない。

第三百七十九条第二項を削る。

第三百八十三条の二中「及び金融商品取引業者」を削る。

第四百二十二条第二項中「第四百七十三条及び第五百九条の二」を「第四百七十二条第二項及び第三項並びに第五百十三条第二項及び第三項」に改める。

第四百四十五条第三項中「第一百八条第一項」を「第一百条の五第一項」に改める。

第四百四十六条第一項中「金融機関」の下に「外国銀行支店に係る外国銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、指定親会社及び保険持株会社（以下この節において「金融機関等」という。）」を加え、同条第二項中「監督厅」を「監督厅」に改め、「金融機関」の下に「外国銀行支店に係る外国銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、信用金庫連合会、信用協同組合連合会及び労働金庫連合会」を、「ついて」の下に「同条第三項の規定は監督厅が前項の規定によりする金融商品取引業者及び指定親会社の再生手続開始の申立てについて、それぞれ」を加える。

第四百四十八条第一項中「金融機関」を「金融機関等」に改め、同条第二項を削る。

第四百四十九条第一項、第四百五十条第一項、第四百五十一条第一項、第四百五十二条及び第四百五十

三条第一項中「金融機関」を「金融機関等」に改める。

第四百五十五条中「金融機関及び金融商品取引業者」を「金融機関等」に改める。

第四百九十条第一項中「金融機関及び金融商品取引業者」を「金融機関等」に改める。
用銀行持株会社、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会」を加え、「保険会社」を「指定親会社、保険会社、保険持株会社」に改め、同条第二項中「金融機関」の下に「、外国銀行支店に係る外国銀行、銀行持株会社、長期信
外國銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、信用金庫連合会、信用協同組合連合会及び労働金庫連
合会」を、「同条第三項」の下に「の規定は監督庁が前項の規定によりする金融商品取引業者及び指定親
会社の破産手続開始の申立てについて、同条第四項」を、「保険会社」の下に「、保険持株会社」を加
え、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

(社債、株式等の振替に関する法律の一部改正)

第十八条 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

〔第四節 特定目的会社の新優先出資の引受

目次中「第一百二十二条の三」を「第一百二十二条の五」に、第五節 特定目的会社の転換特定社債の振

第六節 特定目的会社の新優先出資引受権

「第四節 新投資口予約権の振替（第二百四十九条）」

権の振替（第二百四十八条・第二百四十九条）
替（第二百五十条－第二百五十二条）

を

付特定社債の振替（第二百五十三条－第二百五十五条）

「第五節 特定目的会社の新優先出資の引受
第六節 特定目的会社の転換特定社債の振
第七節 特定目的会社の新優先出資引受権

十七条の二－二百四十七条の四）

権の振替（第二百四十八条・第二百四十九条）

替（第二百五十条－第二百五十二条）

付特定社債の振替（第二百五十三条－第二百五十五条）

に改める。

第二条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する新投資口予約権

第十一条第一項第四号及び第五号並びに第二項、第十二条第二項、第十九条並びに第四十八条の表第

十二条第二項の項中「第二百四十九条第一項」を「第二百四十七条の二第一項、第二百四十九条第一項」

に改める。

第五十八条第八号中「[第一百二十二条の二]第四項若しくは第五項」の下に「[第一百二十二条の三]第四項若しくは第五項、第一百二十二条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十一号中「[第一百三十四条第一項]」の下に「[第一百二十八条第一項、]」を加え、同条第二十二条から第二十四号までの規定中「[第二百四十九条第一項]」を「[第二百四十七条の二]第一項、第二百四十九条第一項」に改め、同条第二十五条号中「（第一百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」を「（第一百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二十六号から第二十九号までの規定中「[第二百四十九条第一項]」を「[第二百四十七条の三第一項]」に改め、同条第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第二百四十七条の三第一項」に改め、同条第二百四十九条第一項を「[第二百四十七条の三第一項]」に改める。

第一百十五条中「[第二条第十七项]」を「[第二条第十九项]」に改め、同条の表第六十七条第一項の項中「[第二条第十八项]」を「[第二条第二十项]」に改める。

第一百二十一条中「[第六十九条第一项第五号及び第六号並びに第二项第一号口及びハ、第六十九条の二、第七十条の二]」を削り、「[並びに第四节]」を「[及び第四节]」に、「[及び第八十五条第一项]」を「[第

八十五条第一項及び第八十六条の二第一項」に改め、同条の表第六十九条第一項第二号の項を削り、同表第六十九条第一項第四号の項中「第六十九条第一項第四号」の下に「から第六号まで」を加え、「（次号に掲げるものを除く。）」を削り、同表第六十九条第二項第一号イの項及び第六十九条第二項第二号の項を次のように改める。

第六十九条第一項	金額	口数
第六十九条の二第一項各号列	増額	增加
会社が 記以外の部分	受託者（投資信託及び投資法人に 関する法律第二条第一項に規定す る委託者指図型投資信託の場合に あつては、委託者。以下同じ。） が	が
新設合併 当該会社	当該受託者	信託の併合

第一百二十二条の表第七十条第一項の項の前に次のように加える。

三三六

第六十九条の二第一項第一号	会社	受託者
第六十九条の二第二項から第五項まで	会社	受託者

第一百二十二条の表第七十条第三項第二号の項を次のように改める。

第七十条第三項第二号	減額	口数の減少
------------	----	-------

第一百二十二条の表第七十条第五項第三号及び第四号並びに第七項の項の次に次のように加える。

第七十条の二第二項	通知又は振替の申請	通知
合併		信託の併合
会社		信託
株式		受益権
株主名簿	受益権原簿（投資信託及び投資法	

人に関する法律第六条第七項において読み替えて準用する信託法第一百八十六条に規定する受益権原簿をいう。以下同じ。)

当該通知又は当該振替の申請	当該通知
---------------	------

第一百二十二条の表第八十四条第二項の項中「（投資信託及び投資法人に関する法律第六条第七項において読み替えて準用する信託法第一百八十六条に規定する受益権原簿をいう。）」を削り、同表第八十五条第一項の項の次に次のように加える。

第八十六条の二第一項	吸收合併存続会社（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。以下同じ。）若しくは同法第七百六十七条に規定する株式交換完全親
信託の併合により消滅すべき受益権が振替投資信託受益権でない場合において、受託者が信託の併合	吸收合併存続会社（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。以下同じ。）若しくは同法第七百六十七条に規定する株式交換完全親

会社（以下この章及び第七章から第九章までにおいて「存続会社等」と総称する。）又は新設合併設立会社（同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下同じ。）若しくは同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社（以下この章及び第七章から第九章までにおいて「新設会社等」と総称する。）が吸収合併若しくは株式交換（以下この章及び第七章か

第八十七条第一項			<p>ら第九章までにおいて「吸收合併等」と総称する。) 又は新設合併若しくは株式移転(第七章から第九章までにおいて「新設合併等」と総称する。)</p> <p>吸收合併等がその効力を生ずる日又は新設会社等の成立の日(以下この章及び第七章から第九章までにおいて「合併等効力発生日」という。)</p> <p>信託の併合がその効力を生ずる日</p>
第六十九条第一項の 同項第七号に掲げる事項を知る ことができるようにする措置を執らな	次の各号に掲げる 当該各号に定める事項を知ること ができるようにする措置を執らな		

執らなければならぬ。

ければならない。

- | | |
|-------------------------------|--|
| 一 第六十九条第一項の通知 同
項第七号に掲げる事項 | 二 第百二十二条の三第一項前段
の通知 同項第五号に掲げる事
項 |
|-------------------------------|--|

第一百二十二条の二第一項中「。以下この条」の下に「から第百二十二条の四まで」を加え、同条第四項
第一号中「いう。以下この条」の下に「から第百二十二条の四まで」を加え、同号イ中「保有欄をいう」
の下に「。第百二十二条の四第三項において同じ」を加え、「第七十条第三項第二号」を「同号口」に改
め、「質権欄をいう」の下に「。第百二十二条の四第三項において同じ」を、「この条」の下に「及び次
条第四項」を加える。

第一百二十二条の三中「第五条第七項」を「第六条第七項」に改め、第六章第六節中同条を第百二十二条
の五とし、第百二十二条の二の次に次の二条を加える。

(信託の併合により他の銘柄の振替投資信託受益権が交付される場合に関する記載又は記録手続)

- 第一百二十二条の三 信託の併合に係る各信託の受益権が振替投資信託受益権である場合において、受託者（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の場合にあっては、委託者。以下この条及び次条第一項において同じ。）が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付しようとするときは、当該受託者は、信託の併合がその効力を生ずる日の一週間前までに、当該受託者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。この場合において、第一百二十二条において準用する第六十九条及び第六十九条の二の規定は、適用しない。
- 一 従前の信託の受益者に対して当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権の銘柄
 - 二 従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄
 - 三 次のイの総口数の口の総口数に対する割合（以下この条において「割当比率」という。）
 - イ 第一号の振替投資信託受益権の総口数
 - ロ 前号の振替投資信託受益権の総口数
 - 四 信託の併合がその効力を生ずる日

五 第一号の振替投資信託受益権のうち当該信託の併合により新たに生ずるものとの総口数その他主務省令で定める事項

2 前項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替投資信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項第一号から第四号までに掲げる事項の通知をしなければならない。

3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

4 第一項前段又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、信託の併合がその効力を生ずる日において、次に掲げる措置（顧客口座を有する振替機関等にあつては、第一号及び第二号に掲げるものに限る。）を執らなければならない。

一 その備える振替口座簿中の第一項第二号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされる対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている口数に割当比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）の同項第

一号の振替投資信託受益権についての増加の記載又は記録

二 前号の対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている第一項第一号の振替

投資信託受益権の全部についての記載又は記録の抹消

三 直近上位機関に対する第一号の規定により増加の記載又は記録をした口数の通知

5 前項第三号又は第三号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた口数の第一項第一号の振替投資信託受益権についての増加の記載又は記録

二 前号の口座の顧客口座における、当該顧客口座に記載又は記録がされている第一項第二号の振替投資信託受益権の全部についての記載又は記録の抹消

三 直近上位機関に対する前項第一号の規定により増加の記載又は記録がされた口数及び直近下位機関から同項第三号又はこの号の規定により通知を受けた口数の通知

6 第一項前段又は第二項（第二項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、速や

かに、その直近上位機関（振替機関にあつては受託者）に対し、信託の併合がその効力を生ずる日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座（顧客口座を除く。）に記載又は記録がされている当該信託の併合に係る振替投資信託受益権の口数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替投資信託受益権の口数の通知をしなければならない。

（信託の併合により振替投資信託受益権でない受益権が交付される場合に関する記載又は記録手続）

第一百二十二条の四 信託の併合により消滅すべき受益権が振替投資信託受益権である場合において、受託者が信託の併合に際して振替投資信託受益権でない受益権を交付しようとするときは、当該受託者は、第二号の日の一週間前までに、当該受託者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該振替投資信託受益権の銘柄
- 二 信託の併合がその効力を生ずる日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替投資信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならな

い。

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第二号の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄）において、当該振替投資信託受益権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

第二百二十八条第一項中「第一百三十四条」を削り、「第一百五十条第五項及び第六項、第一百五十六条から第一百五十八条まで」を「第一百五十条第五項、第一百五十六条、第一百五十七条」に改め、同条第二項の表第百二十九条第三項第一号の項中「（以下この章において「銘柄」といふ。）」を削り、同表第第一百三十八条规定第一項の項中「第一百四十七条第一項第四号」を「第一百四十七条第一項第五号」に改め、同表第第一百四十五条第一項の項中「払い戻された」を「消却され、又は払い戻された」に改める。

第二百二十三条第二項中「投資信託及び投資法人に関する法律」の下に「第八十条の二第一項、」を加

える。

第十章中第六節を第七節とし、第五節を第六節とし、第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。

第四節 新投資口予約権の振替

（権利の帰属）

第二百四十七条の二 新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新投資口予約権（その目的である投資口が振替投資口であるものに限る。）の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新投資口予約権であつて、振替機関が取り扱うもの（以下「振替新投資口予約権」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

（新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の準用）

第二百四十七条の三 第八章の規定（第一百六十三条、第一百六十七条第二項、第一百八十四条（第二項を除

く。）、第百八十九条（第三項を除く。）及び第百九十条の規定を除く。次項において同じ。）は、新投資口予約権について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中「新株予約権証券」とあるのは「新投資口予約権証券」と、「取得条項付新株予約権」とあるのは「取得条項付新投資口予約権」と読み替えるものとする。

2 第八章の規定を新投資口予約権について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第一百六十四条第一項	新株予約権証券
新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。以下同じ。）	新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。以下同じ。）
第一百六十七条第一項	新設合併に際して振替新株予約権を交付する場合その他の主務

			省令で定める場合にあつては、 当該会社に準ずる者として主務 省令で定めるもの。以下
合併に際して当該株式に代わる	株主名簿	新投資口予約権無償割当て（投資 信託及び投資法人に関する法律第 八十八条の十三）に規定する新投資 口予約権無償割当てをいう。以下 この項において同じ。）を受ける 投資主の有する投資口	合併により消滅する会社の株式
新投資口予約権無償割当てに際し	投資主名簿（同法第七十七条の三 第一項に規定する投資主名簿をい う。）	新投資口予約権無償割当て（投資 信託及び投資法人に関する法律第 八十八条の十三）に規定する新投資 口予約権無償割当てをいう。以下 この項において同じ。）を受ける 投資主の有する投資口	第一百六十九条第二項

				第百八十三条	
			会社法第二百四十九条第三号 項	会社法第二百四十九条第一項、第七百七十七条第一項、第七百八十七 七条第一項又は第八百八条第一項	投資信託及び投資法人に関する法 律第二百四十九条の三の二第一項又 は第二百四十九条の十三の二第一項
この章及び次章	会社法第二百七十三条第一項	新株予約権原簿	投資信託及び投資法人に関する法 律第八十八条の五第一項第二号	新投資口予約権原簿（同項に規定 する新投資口予約権原簿をい う。）	投資信託及び投資法人に関する法 律第八十八条の九第一項
この章					て

第二百三十六条第一項第七号イ	第八十八条の二第四号イ
会社法第二百七十五条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十一第一項
第一百八十五条第三項	会社法第二百三十六条第一項第七号イ
第一百八十五条第四項	会社法第二百七十五条第一項
第一百八十九条第三項	合併（合併により当該発行者が消滅する場合に限る。）、吸收分割（会社法第七百五十八条第五号に規定する場合に限る。）、新設分割（同法第七百六十三条第十号に規定する場合

<p>に限る。）、株式交換（同法第七百六十八条第一項第四号に規定する場合に限る。）又は株式移転（同法第七百七十三条第一項第九号に規定する場合に限る。）</p> <p>これらの行為（以下この条において「合併等」という。）</p> <p>又は合併等</p>	
	又は新設合併

（適用除外）

第二百四十七条の四 振替新投資口予約権については、投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の八第一項、同条第四項において準用する会社法第二百五十九条第一項並びに第二百六十条第一項及び第二項並びに投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の八第五項において準用する会社法第二百六

十八条第一項及び第二百六十九条第一項の規定は、適用しない。

第二百七十九条の見出し中「補てん」を「補填」に改め、同条中「第二百八十二条第二項（これらの規定を）の下に「第二百四十七条の三第一項、」を加え、「補てん」を「補填」に改める。

第二百八十五条第五項中「第六十九条の二第一項〔〕」の下に「第二百二十一條及び」を加え、「第七十条の二第二項（第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）」を「第七十条の二第二項（第二百二十二条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）」の下に「第二百二十一條の三第一項第五号に、「第二百四十九条第一項」を「第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項」に改め、「第二百六十七条第一項〔〕及び「第二百六十九条第二項〔〕」の下に「第二百四十七条の三第一項及び」を加え、「同条第五項（第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」を「同条第五項（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」の下に「第二百四十七条の三第一項に改める。

第二百八十九条第二号中「第二百二十二条の二第四項若しくは第五項」の下に「第二百二十二条の三第四項若しくは第五項、第二百二十二条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同

条第四号中「第一百三十四条第一項」の下に「第二百一十八条第一項、」を加え、同条第五号中「第二百四十九条第一項」を「第一百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項」に、「（第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」を「（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」、「（第二百四十七条の三第一項）」に改める。

第二百九十条第二号中「（第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」を「（第二百四十七条の三第七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」、「（第二百四十七条の三第一項）」に改める。

第二百九十五条第十四号中「第一百二十二条の二第二項」を「第一百二十二条の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）」、「（第二百四十九条の四第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）」、「（第二百二十二条の二第二項）」に改め、「（第二百三十四条第一項）」の下に「第二百二十八条第一項、」を加え、「（第二百四十九条第一項）」を「（第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項）」に、「（第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」を「（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」、「（第二百四十七条の三第一項）」に改め

る。

第二百九十六条第二号及び第三号中「第二百四十九条第一項」を「第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項」に改め、同条第四号中「第六十九条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を）」の下に「第一百二十二条及び」を、「第一百二十二条の二第一項」の下に「、第一百二十二条の三第一項、第一百二十二条の四第一項」を、「第一百六十六条第一項（）」の下に「第二百四十七条の三第一項、」を、「第一百六十七条第一項」の下に「（第二百四十七条の三第一項及び第一百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」を加え、「これらの規定を第二百七十六条第三号」を「第二百七十六条第三号」に改め、「第一百七十七条第一項（）」の下に「第二百四十七条の三第一項及び」を加え、同条第五号中「第一百九十二条第一項（）」の下に「第二百四十七条の三第一項、」を加える。

附則第二十八条第二項中「第二条第十八项」を「第二条第二十项」に改める。

附則第三十二条第一項中「（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及びハを除く。）」を「、第六十九条の二、第七十条の二、第八十六条の二第一項」に改め、同項の表第一百二十二条において準用する第七十条第三項第二号の項を次のように改める。

第一百二十二条において準用す

る第七十条第三項第二号

保有欄

第一百二十二条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）

質権欄

同項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）

附則第三十七条第一項中「（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハを除く。）」を「、第六十九条の一、第七十条の一、第八十六条の二第一項」に改め、同項の表第一百二十二条において準用する第七十条第三項第二号の項を次のように改める。

第一百二十二条において準用す

保有欄

第一百二十二条において準用する第

る第七十条第二項第一号

六十八条第三項第三号に掲げる事

項を記載し、若しくは記録する欄

(以下この章において「保有欄」

といふ。)

質権欄

同項第四号に掲げる事項を記載
し、若しくは記録する欄(以下こ
の章において「質権欄」とい
う。)

附則第三十七条第一項の表第百二十二条の二第四項第一号イの項を次のように改める。

第一百二十二条の二第四項第一号イ	第六十九条第二項第一号イ	第七十条第三項第二号
同号口	同号	

(農林中央金庫法の一部改正)

第十九条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2 監事は、理事及び経営管理委員の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならぬ。

第二十四条の四第四号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加え、同条第五号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十六条第三項第二号中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改める。

第五十四条第四項第十号の一を次のように改める。

十の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（農林中央金庫の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介及び外国において行う外国銀行（農林中央金庫の子会社を除く。）の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）

第五十八条第一項中「出資」の下に「（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二 信用の供与等を行う農林中央金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、農林中央金庫又はその子会社等が第一項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行った場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、農林中央金庫又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。

第五十九条の四の見出し中「届出」を「認可等」に改め、同条中「に届け出なければ」を「の認可を受けなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、農林中央金庫がその子会社である外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするときは、適用しない。この場合において、農林中央金庫は、当該外国銀行代理業務に係る所屬外国銀行ごとに、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣に届け出なければならない。

第五十九条の五中 「前条」 を「前条第二項」 に改める。

第五十九条の六中 「第五十九条の四」 を「第五十九条の四第二項」 に、「同項」 を「同法第二条第一項」 に改める。

第五十九条の七中 「第五十九条の四」 を「第五十九条の四第一項」 に改める。

第五十九条の八中 「第五十九条の四の」 を「第五十九条の四第二項の」 に、「第五十九条の四に」 を「第五十九条の四第一項に」 に改める。

第七十二条第一項第八号中 「第十項」 を「第十三項」 に改め、同項第九号中 「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」 を削り、「次条第七項において」 を「以下」 に、「同条第一項」 を「次条第一項」 に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定め

る会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について主務省令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあっては、当該会社の議決権を、農林中央金庫の特定子会社以外の子会社又は農林中央金庫が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）

第七十二条第一項第十号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、「次項」を「次号及び第四項」に改め、同項に次の一号を加える。

十一 前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

第七十二条第二項第五号ロ及び第六号ハ中「に掲げる持株会社」を「又は第十一号に掲げる会社」に改め、同条第三項中「その他の」を「農林中央金庫又はその子会社による同項第九号又は第九号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（農林中央金庫又はその子会社による同項第九号又は第九号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他主務省令で定め

る事由を除く。」を加え、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項第一号中「又は第九号」を「から第九号の二まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「又は第十号」を「第十号又は第十一号」に、「第九項第一号及び第十項」を「第十二項第一号及び第十三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 第一項の規定は、農林中央金庫が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている同項第五号から第八号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあっては、外国の会社に限る。第六項において同じ。）又は特例対象持株会社（持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。）をいう。第六項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫は、当

該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 農林中央金庫は、前項ただし書の期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて主務大臣の承認を受けて、一年を限り、当該期限を延長することができる。この項の規定により延長された期限が到来する場合についても、同様とする。

6 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一 農林中央金庫が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社としている第一項第五号から第八号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他事情に照らして、第四項ただし書の期限（前項の規定による期限の延長が行われたときは、その延長後の期限）までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二 農林中央金庫が子会社とした第一項第五号から第八号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事

業の遂行のため、農林中央金庫がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

第七十三条第一項中「第八号」の下に「、第九号の二」を、「掲げる会社」の下に「（同項第九号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社」を加え、同条第七項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社」を「前条第一項第九号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条第八項中「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

9 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として主務省令で定める会社（当該会社の議決権を、農林中央金庫の特定子会社以外の子会社又は農林中央金庫が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）及び前条第一項第九号又は第九号の二に掲げる会社（農林中央金庫の子会社であるものに限る。）と主務省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第八十三条第二項中「者」の下に「その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた

者を含み、「」を加える。

第八十六条中「監事」の下に「会計監査人」を加える。

第一百条第一項第八号中「第二十四条第二項」を「第二十四条第三項」に改め、同項第九号中「第二十四条第五項」を「第二十四条第六項」に改め、同項第十九号の二中「第五十九条の四」を「第五十九条の四第二項」に改め、同項第二十二号中「第七十二条第九項」を「第七十二条第十二項」に改め、同項第二十四号中「第七十二条第四項」を「第七十二条第七項」に、「同条第六項」を「同条第九項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改め、同項第三十四号中「又は第七十二条第四項（同条第六項）」を「、第五十九条の四第一項又は第七十二条第七項（同条第九項）」に改める。

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正）

第二十条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び附則第十五条の四第一項」を「、第二百二十六条の二十二第一項、第二百二十六条の二十八第一項、第二百二十六条の三十二第一項、第二百二十六条の三十八第一項、附则第十五条の四第一項及

び附則第十五条の四の二第一項」に改め、同条第二項中「及び附則第十五条の四第一項」を「、第百二十六条の二十二第三項、第百二十六条の二十八第一項、第百二十六条の三十二第一項、第百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項」に改める。

第五条第一項第五号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第八条の次に次の二条を加える。

(資本準備金等に関する特例)

第八条の二 第十四条第一項に規定する対象金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等（第十条第二項に規定する取得株式等をいう。次条において同じ。）に係る優先出資に係る発行者であるもの（次条において「優先出資発行対象金融機関等」という。）は、当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十六条第二項、中小企業等協同組合法第五十八条第三項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第六十条第二項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十六条第三項、農業協同組合法第五十一条第五項、水産業協同組合法第九十二条第三項及び第百条第三項において準用する同法第五十五条第五項並びに優先出資法第

四十二条第四項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、消却に必要な額に限り、資本準備金又は法定準備金（優先出資法第一条第八項に規定する法定準備金をいう。次条第一項、第十七条第八項、第二十八条第三項及び第三十四条の六第三項において同じ。）の額を減少して、剩余金の額を増加することができる。

（自己優先出資の消却に関する特例）

第八条の三 優先出資発行対象金融機関等は、前条の規定による資本準備金及び法定準備金の額の減少並びに剩余金の額の増加を行つた場合又は資本準備金及び法定準備金を計上していない場合には、優先出資法第四十四条第三項の規定にかかわらず、取得株式等に係る優先出資の消却を行うため、資本金の額を減少して、剩余金の額を増加することができる。

2 優先出資発行対象金融機関等に係る取得株式等に係る優先出資については、優先出資法第十五条第一項の規定により行う消却のほか、次に掲げる場合には、総会又は総代会の決議又は議決によつて消却を行うことができる。

一 前項の規定により増加した剩余金の額をもつて自己の取得株式等に係る優先出資を取得して消却を

行う場合

一 新たに発行する優先出資の払込金をもつて自己の取得株式等に係る優先出資を取得して消却を行う場合

3 前項の消却を行う場合には、消却後の普通出資の総額と優先出資の額面金額に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本金の額を超えてはならない。

4 第二項の決議又は議決は、優先出資発行対象金融機関等の定款の変更の決議又は議決の例による。

第十五条第一項及び第二項中「及び附則第十五条の四第一項」を「、百二十六条の二十八第一項、第一百二十六条の三十二第一項、百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項」に改める。

第十七条第一項第四号口中「破綻金融機関^{たん}」を「破綻金融機関」に改め、同条第八項中「それぞれ」を「第八条の二の規定は第二十四条第一項に規定する対象組織再編成金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等（第二十条第二項に規定する取得株式等をいう。）に係る優先出資に係る発行者であるもの（以下この項において「優先出資発行対象組織再編成金融機関等」という。）が当該取得株式等に係

る優先出資の消却を行うため資本準備金又は法定準備金の額を減少する場合について、第八条の三第一項の規定は優先出資発行対象組織再編成金融機関等が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本金の額を減少する場合について、同条第二項から第四項までの規定は優先出資発行対象組織再編成金融機関等が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行う場合について、それぞれ」に改める。

第十九条第三項第四号口中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第二十八条第三項中「第一項」を「第一項」に改め、「ついて」の下に「第八条の二の規定は第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等であつて協定銀行が現に保有する信託受益権等（第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得したものに限る。）に係る優先出資に係る発行者であるもの（以下この項において「優先出資発行対象協同組織金融機関等」という。）が当該信託受益権等に係る優先出資の消却を行うため資本準備金又は法定準備金の額を減少する場合について、第八条の三第一項の規定は優先出資発行対象協同組織金融機関等が当該信託受益権等に係る優先出資の消却を行うため資本金の額を減少する場合について、同条第二項から第四項までの規定は優先出資発行対象協同組織金融機関等が当該信託受益権等に係る優先出資の消却を行う場合について、それぞれ」を加え、「同条

第六項」を「第五条第六項」に、「第二十六条」を「第二十六条」に改め、「協同組織中央金融機関」との下に「第八条の二中「農林中央金庫法（平成十三年法律第九十二号）第七十六条第三項、農業協同組合法第五十一条第五項、水産業協同組合法第九十二条第三項及び第一百条第三項において準用する同法第五十五条第五項並びに」とあるのは「及び」とを加える。

第三十四条の二中「及び附則第十五条の四第一項」を「第一百二十六条の二十二第一項、第一百二十六条の二十八第一項、第一百二十六条の三十二第一項、第一百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項」に改める。

第三十四条の三第三項中「その他の」を「その他」に改め、「この項」の下に「及び第三十四条の六第三項」を加える。

第三十四条の四第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第三号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第三十四条の六の見出し中「発行」を「発行等」に改め、同条に次の二項を加える。

³ 第八条の二の規定は第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより優

先出資の引受け等を行つた協同組織中央金融機関等又は特別関係協同組織金融機関等であつて当該協同組織中央金融機関等が現に保有する特定支援に係る優先出資に係る発行者であるもの（以下この項において「優先出資発行特別関係協同組織金融機関等」という。）が取得優先出資又は当該優先出資の消却を行うため資本準備金又は法定準備金の額を減少する場合について、第八条の三第一項の規定は当該協同組織中央金融機関等又は優先出資発行特別関係協同組織金融機関等が取得優先出資又は当該優先出資の消却を行うため資本金の額を減少する場合について、同条第二項から第四項までの規定は当該協同組織中央金融機関等又は優先出資発行特別関係協同組織金融機関等が取得優先出資又は当該優先出資の消却を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、第八条の二中「第九十二条第三項及び第一百条第三項において準用する同法第五十五条第五項並びに」とあるのは、「第五十五条第五項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）及び」と読み替えるものとする。

第四十四条第四項中「（平成十三年法律第九十三号）」を削る。

第五十四条中「銀行持株会社等に限る。）とあるのは「銀行持株会社等に限る。）（金融機能強化法

の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等（金融機能強化法第二条第五項に規定する子会社等をいう。）。次項において同じ。」を「次の各号に掲げる業務」とあるのは「次の各号に掲げる業務（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、当該業務）」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等（同条第五項に規定する子会社等をいう。次項において同じ。））」と、同条第二項中「特定持株会社等」とあるのは「特定持株会社等（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等）」に、「銀行持株会社等」とあるのは「銀行持株会社等」を「特定持株会社等」とあるのは「特定持株会社等」に、「いう。次項において同じ。」を「いう。」に改め、「銀行持株会社等」とあるのは「銀行持株会社等（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等。」と「とする」を「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

第六十条中「金融機関等」の下に「（第一号にあつては、第三十四条の二第三号から第五号までに掲げる者を含む。）」を加え、同条中第三号を削り、第一号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 第八条の二（第十七条第八項、第二十八条第三項及び第三十四条の六第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（第十四条第十二項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第十四条规定する場合を含む。）若しくは第八項、第二十三条第一項（第二十四条第十
二項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項又は第三十四条第一項の規定による認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

附則第十条第五項中「第一項の規定による決定について」とあるのは「第一項の規定による」を「決定について」とあるのは「に改め、「それぞれ」と、「同条第六項中」とあるのは「第五条第六項中」を削る。

附則第十二条第三項第四号中「附則第十三条」を「附則第十五条」に改め、同条第四項中「第一項の」を「第一項の」に改め、「それぞれ」と、「同条第六項中」とあるのは「第五条第六項中」を削

り、「するほか」を「第六十条中「又は理事」とあるのは「理事又は清算人」とするほかに改める。

附則第十二条第一項中「（昭和二十六年法律第二百三十八号）」、「（昭和二十八年法律第二百二十七号）」及び「及び附則第十四条第二項」を削る。

附則第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条及び第十四条 削除

附則第十五条中「特別対象協同組織金融機関等」を「附則第十一条第四項の規定において同条第三項の規定による決定を第二十八条第一項の規定による決定とみなして適用する第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等であつて協定銀行が現に保有する第二十五条第一項に規定する信託受益権等（附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得したものに限る。以下同じ。）に係る取得優先出資等に係る発行者又は債務者であるもの（以下「特別対象協同組織金融機関等」という。）」に改める。

附則第十六条第五項中「「第一項」を「第一項」に改め、「それぞれ」を削り、「同条第六項

中」を「（第一項）に、「第五条第六項中」を「（附則第十一條第三項）に改める。

附則第二十五条中「又は清算人（第二号にあつては、」を「若しくは清算人又は」に、「又は理事を含む。」は、次の各号のいずれかに該当する場合には「を「若しくは理事は、附則第十八条第二項又は第十九条第二項の規定による報告を怠り、又は不正の報告をしたときは」に改め、同条各号を削る。

（信託業法の一部改正）

第二十一条 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「計算期間」の下に「（信託行為においてこれより短い期間の定めがある場合その他の信託の目的に照らして受益者の利益に適合することが明らかな場合として内閣府令で定める場合には、計算期間より短い期間で内閣府令で定める期間）」を加える。

第四十二条第三項及び第五十八条第二項中「受けた者に」を「受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に」に改める。

第九十一条中第八号を第十号とし、第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 第二十四条第一項第一号（第七十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものと除く。）をした者

六 第二十七条第一項の規定による報告書（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものと除く。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

第九十三条第四号中「第二十四条第一項第一号、第三号又は」を「第二十四条第一項第一号（第七十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。）をした者又は第二十四条第一項第三号若しくは」に改め、同条中第三十五号を第三十六号とし、第五号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 第二十七条第一項の規定による報告書（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

第九十六条中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第九十八条第一項第一号中「第九十二条」を「第九十一条第五号若しくは第六号又は第九十二条」に改め、同項第二号中「第十二条、第二十三条号及び第三十二条」を「第十三号、第二十四号及び第三十三号」に改め、同項第四号中「第九十二条」の下に「（第五号及び第六号を除く。）」を加え、「第十二条、第二十三号若しくは第三十二条」を「第十三号、第二十四号若しくは第三十三号」に改める。

（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二条 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項の表第三百十五条第四号の項中「第三百十五条第四号」を「第三百十五条第六号」に改め、同表第二百二十二条第一項第四号の項中「第五号」を「第二号、第四号、第七号及び第八号」に改める。

附則第四条の二の表第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項の項の次に次のように加える。

第三百十五条第七号

第三百条第一項

第三百条第一項（平成十七年改正）

法附則第四条の一において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)

附則第四条の一の表第三百十七条の二第七号の項の次に次のように加える。

第三百二十二条第一項第一号	第三百十五条第二号、第四号、第七号若しくは第八号	第三百十五条第七号（平成十七年改正法附則第四条の一において準用する場合を含む。）
---------------	--------------------------	--

附則第十六条第十五項中「第三百十五条第四号」を「第三百十五条第六号」に改める。

第二十三条 保険業法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項の表第三百三十三条各号列記以外の部分の項中「若しくは監査役」を「監査役若しくは会計監査人」に改め、同表第三百十五条第六号の項中「第三百十五条第六号」を「第三百十五条第七号」に改め、同表第三百二十二条第一項第四号の項中「第四号、第七号及び第八号」を「から第五号まで、第八号及び第九号」に改める。

附則第四条の二の表第三百十五条第七号の項中「第三百十五条第七号」を「第三百十五条第八号」に改め、同表第三百二十二条第一項第一号の項中「、第四号、第七号若しくは第八号」を「から第五号まで、第八号若しくは第九号」に、「第三百十五条第七号」を「第三百十五条第八号」に改める。

附則第十六条第十五項中「第三百十五条第六号」を「第三百十五条第七号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第二百九十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十八条第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第二百九十八条の三、第二百九十八条の六第二号、第二百五十三条第十四号並びに第二百七条第一項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十一条の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法

律第二百五十二条の改正規定を除く。）、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の二十二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十三条第二項の改正規定に限る。）、第三十一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第一百三号）第十七条第二項の改正規定に限る。）、第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定

公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条中金融商品取引法第七十九条の四十九第一項、第七十九条の五十三第四項及び第五項、第七十九条の五十五第二項並びに第八十五条の十六の改正規定、第十三条の規定、第十六条中保険業法第二百四十条の六第一項、第二百四十二条第一項、第二百四十九条第一項、第二百四十九条の二第一項及び第五项、第二百四十九条の三並びに第二百六十五条の二十八第一項の改正規定、第十七条の規定（金融

機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百四十五条第三項の改正規定を除く。）、第二十条の規定並びに附則第十七条から第十九条まで、第二十二条から第二十四条まで、第二十九条（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第三十一条の改正規定に限る。）、第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法第二十三条第二項の改正規定を除く。）、第三十一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十七条第二項の改正規定を除く。）、第三十三条及び第三十四条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条の規定、第四条中農業協同組合法第十二条の四第一項及び第三項並びに第九十三条第二項の改正規定、第五条中水産業協同組合法第十二条の十一第一項及び第三項並びに第一百二十二条第二項の改正規定、第九条の規定、第十四条中銀行法第十三条第一項及び第三項、第二十四条第二項、第五十二条の二十二第一項及び第二項並びに第五十二条の三十一第二項の改正規定、第十六条中保険業法第一百二十八条第二項、第二百条第二項、第二百一条第二項、第二百二十六条第二項、第二百七十七条第一項、第二百七十二条の二十二第二項及び第二百七十二条の四十第二項の改正規定、第十八条の規定、第

十九条中農林中央金庫法第五十八条第一項及び第三項並びに第八十三条第二項の改正規定、第二十一条中信託業法第四十二条第三項及び第五十八条第二項の改正規定並びに附則第七条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第二十六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(第一条の規定による金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から第一条の規定による改正前の金融商品取引法（次条から附則第六条までにおいて「旧金融商品取引法」という。）第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める期間を経過する日前に行う同項に規定する買付け等であつて同号の規定を適用した場合において同号に該当することとなるものに関する同号の規定の適用については、なお従前の例による。ただし、これらの買付け等の全てが施行日以後に行うものである場合には、この限りでない。

第三条 第一条の規定による改正後の金融商品取引法（次条から附則第六条まで及び附則第三十五条において「新金融商品取引法」という。）第二十七条の二十五第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更として政令で定めるものがあつた場合について適用し、施行

日前に旧金融商品取引法第二十七条の二十五第一項に規定する大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更として政令で定めるものがあつた場合については、なお従前の例による。

第四条 新金融商品取引法第百六十三条の規定は、施行日以後に行われる同条の特定有価証券等に係る同条の買付け等又は売付け等について適用し、施行日前に行われた旧金融商品取引法第百六十三条の規定による同条の特定有価証券等に係る同条の買付け等又は売付け等については、なお従前の例による。

2 新金融商品取引法第百六十四条の規定は、施行日以後に行われる同条の特定有価証券等に係る同条の買付け等又は売付け等に係る利益について適用し、施行日前に行われた旧金融商品取引法第百六十四条の規定による同条の特定有価証券等に係る同条の買付け等又は売付け等に係る利益については、なお従前の例による。

第五条 新金融商品取引法第百六十六条（第六項第七号に係る部分を除く。）の規定は、施行日以後に生じた同条第一項に規定する業務等に関する重要事実（同条第二項第九号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあつては当該事項を行うことについての当該機関の決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限るものとし、同項第十一号に掲げる事実にあつて

は施行日以後に同条第四項の公表がされた同号に規定する直近の予想値又は前営業期間の実績値に比較して生じたものに限るものとし、同条第二項第十二号に規定する上場会社等の資産運用会社の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあつては当該事項を行うことについての当該機関の決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知つた者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の売買等について適用し、施行日前に生じた旧金融商品取引法第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知つた者又はこれらの事実の伝達を受けた者の金融商品取引法第百六十六条の売買等については、なお従前の例による。

2 新金融商品取引法第百六十七条の二第一項の規定（新金融商品取引法第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実のうち同条第二項第九号から第十四号までに規定するものに係る部分に限る。）は、新金融商品取引法第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実（同条第二項第九号から第十四号までに規定するものに限る。）であつて施行日以後に生じたもの（同条第二項第九号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあつては当該事項を行ふことについての当該機関の決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限るものとし、同項第十一号

に掲げる事実にあつては施行日以後に同条第四項の公表がされた同号に規定する直近の予想値又は前営業期間の実績値に比較して生じたものに限るものとし、同条第二項第十二号に規定する上場会社等の資産運用会社の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあつては当該事項を行うことについての当該機関の決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知った場合における新金融商品取引法第百六十七条の二第一項の伝達をし、又は同項の売買等をすることを勧める行為について適用する。

第六条 新金融商品取引法第百七十三条から第百七十四条の三までの規定は、施行日以後に開始する新金融商品取引法第百七十三条第一項、第百七十四条第一項、第百七十四条の二第一項又は第百七十四条の三第一項に規定する違反行為について適用し、施行日前に開始した旧金融商品取引法第百七十三条第一項、第百七十四条第一項、第百七十四条の二第一項又は第百七十四条の三第一項に規定する違反行為については、なお従前の例による。

2 新金融商品取引法第百七十五条の規定は、施行日以後に行われる新金融商品取引法第百六十六条第一項に規定する売買等又は新金融商品取引法第百六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に

係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等について適用し、施行日前に行われた旧金融商品取引法第百六十六条第一項に規定する売買等又は旧金融商品取引法第百六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等については、なお従前の例による。

3 新金融商品取引法第百七十五条の二の規定は、施行日以後に行われる同条第一項若しくは第二項に規定する違反行為又は同条第十三項若しくは第十四項に規定する特定伝達等行為について適用する。

(第二条の規定による金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第二条の規定による改正後の金融商品取引法（以下この条において「新金融商品取引法」という。）第一百六十六条の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）以後に生じた新金融商品取引法第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実（同条第二項第九号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあつては、当該事項を行うことについての当該機関の決定が第三号施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知った者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の売買等について適用し、第三号施行日

前に生じた第二条の規定による改正前の金融商品取引法第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実（同条第二項第九号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあつては、当該事項を行うことについての当該機関の決定が第三号施行日前に行われ、かつ、当該事項を行わない旨の決定が第三号施行日以後に行われた場合に係るものと含む。）を知つた者又はこれらの事実の伝達を受けた者の金融商品取引法第百六十六条の売買等については、なお従前の例による。

2 新金融商品取引法第百六十七条の二第一項の規定（新金融商品取引法第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要なうち同条第二項第九号ハ又はニに規定するものに係る部分に限る。）は、新金融商品取引法第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要な事実（同号ハ又はニに規定するものに限る。）であつて第三号施行日以後に生じたもの（同号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号ハ又はニに掲げる事項を行わない旨の決定にあつては当該事項を行うことについての当該機関の決定が第三号施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知つた場合における新金融商品取引法第百六十七条の二第一項の伝達をし、又は同項の売買等をすることを勧める行為について適用する。

（農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 第四条の規定による改正後の農業協同組合法（以下この条において「新農協法」という。）第十二条の四第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同一人（同項に規定する同一人をいう。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（同項に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の額が信用供与等限度額（同項に規定する信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている新農協法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下この条において「農業協同組合等」という。）の当該同一人に対する信用の供与等について
は、当該農業協同組合等が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁（新農協法第九十八条第一項に規定する行政庁をいう。以下この条において同じ。）に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該農業協同組合等が、当該同一人に対して同日後も引き続き信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他やむを得ない理由がある場合において同日までに行政庁の承認を受けたときは、当該農業協同組合等は、同日の翌日において新農協法第

十一条の四第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

2 新農協法第十一條の四第二項の規定は、附則第一條第三号に掲げる規定の施行の際現に同一人に対する信用の供与等の額が合算して合算信用供与等限度額（同項に規定する合算信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている農業協同組合等及び当該農業協同組合等の子会社等（新農協法第十一条の四第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は当該農業協同組合等の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該農業協同組合等が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該農業協同組合等が、当該農業協同組合等及び当該農業協同組合等の子会社等又は当該農業協同組合等の子会社等が当該同一人に対して同日後も引き続き合算信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他やむを得ない理由がある場合において同日までに行政庁の承認を受けたときは、当該農業協同組合等は、同日の翌日において新農協法第十一條の四第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

（水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 第十五条の規定による改正後の水産業協同組合法（以下この条において「新水協法」という。）第十一条の十一第一項（新水協法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同一人（新水協法第十二条の十一第一項に規定する同一人をいう。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（同項に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の額が信用供与等限度額（同項に規定する信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている新水協法第十二条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、新水協法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、新水協法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は新水協法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（以下この条において「水産業協同組合」という。）の当該同一人に対する信用の供与等については、当該水産業協同組合が第三号施行日から起算して三年を経過する日までにその旨を行政庁（新水協法第一百二十七条第一項に規定する行政庁をいう。以下この条において同じ。）に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この

場合において、当該水産業協同組合が、当該同一人に対しても引き続き信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに行政庁の承認を受けたときは、当該水産業協同組合は、同日の翌日において新水協法第十二条の十一第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

2 新水協法第十二条の十一第二項（新水協法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同一人に対する信用の供与等の額が合算して合算信用供与等限度額（新水協法第十二条の十一第二項に規定する合算信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている水産業協同組合及び当該水産業協同組合の子会社等（新水協法第十二条の十一第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は当該水産業協同組合の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該水産業協同組合が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該

水産業協同組合が、当該水産業協同組合及び当該水産業協同組合の子会社等又は当該水産業協同組合の子会社等が当該同一人に対して同日後も引き続き合算信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに行政庁の承認を受けたときは、当該水産業協同組合は、同日の翌日において新水協法第十一条の十一第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

(第九条の規定による投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第九条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律(以下「新投信法」という。)第十四条(新投信法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、第三号施行日以後に到来する新投信法第十四条第一項に規定する作成期日に係る運用報告書について適用し、第三号施行日前に到来した第九条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(以下「旧投信法」という。)第十四条第一項(旧投信法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。)に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による。

第十二条 第三号施行日前に旧投信法第十七条第一項（旧投信法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による重大な約款の変更等の手続（旧投信法第十八条（旧投信法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による受益権買取請求の手続を含む。）が開始された場合におけるその重大な約款の変更等の手続については、なお従前の例による。

第十二条 新投信法第百四十九条の七第二項の規定は、第三号施行日以後に締結される吸収合併契約に係る新投信法第百四十七条第一項に規定する吸収合併について適用し、第三号施行日前に締結された吸収合併契約に係る旧投信法第百四十七条第一項に規定する吸収合併については、なお従前の例による。

（銀行法等の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 第十四条の規定による改正後の銀行法（以下この条において「新銀行法」という。）第十三条第一項（第七条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律（以下この項において「新協金法」という。）第六条第一項、第十条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項、第十一条の規定による改正後の長期信用銀行法（以下この項及び第三項において「新長期信用銀行法」という。）第十七条及び第十二条の規定による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合（次項におい

て「新協金法第六条第一項等において準用する場合」という。) を含む。以下この項及び次項において同じ。) の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に新銀行法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等(同項に規定する信用の供与等をいう。以下この項及び次項において同じ。)の額が信用供与等限度額(同条第一項に規定する信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。)を超えている新銀行法第二条第一項に規定する銀行、新長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行、信用金庫若しくは信用金庫連合会、労働金庫若しくは労働金庫連合会又は信用協同組合若しくは新協金法第二条第一項に規定する信用協同組合連合会(以下この項及び次項において「銀行等」という。)の当該同一人に対する信用の供与等については、当該銀行等が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣(労働金庫又は労働金庫連合会にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とする。以下この項及び次項において同じ。)に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行等が、当該同一人に対して同日後も引き続き信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに内閣総理大臣の承認を受け

たときは、当該銀行等は、同日の翌日において新銀行法第十三条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

2 新銀行法第十三条第二項（新協金法第六条第一項等において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に新銀行法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等の額が合算して合算信用供与等限度額（同条第二項に規定する合算信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている銀行等及び当該銀行等の子会社等（同条第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は当該銀行等の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該銀行等が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行等が、当該銀行等及び当該銀行等の子会社等又は当該銀行等の子会社等が合算して当該同一人に対して同日後も引き続き合算信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行等は、同日の翌日において同条

第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

3 新銀行法第五十二条の二十二第一項（新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に新銀行法第五十二条の二十二第一項に規定する同一人に対する信用の供与等（同項に規定する信用の供与等をいう。以下この項において同じ。）の額が合算して銀行持株会社に係る信用供与等限度額（同条第一項に規定する銀行持株会社に係る信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている新銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社若しくはその子会社等（新銀行法第五十二条の二十二第一項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は新長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくはその子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該銀行持株会社又は当該長期信用銀行持株会社（以下この項において「銀行持株会社等」という。）が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行持株会社等が、当該銀行持株会社若しくはその子会社等又は当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社等が合算して当該同一人に対しても同日後

も引き続き銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行持株会社等は、同日の翌日において新銀行法第五十二条の二十二第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

第十四条 この法律の施行の際現に存する外国銀行支店（第十四条の規定による改正前の銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。）に対する第十四条の規定による改正後の銀行法第四十七条の二の規定の適用については、施行日から当該施行日の属する事業年度の翌事業年度末までの間は、同条中「政令で定める額」とあるのは、「政令で定める額以下との額で内閣府令で定める額」とする。

（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 第十九条の規定による改正後の農林中央金庫法（以下この条において「新農林中央金庫法」という。）第五十八条第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同一人（同項に規定する同一人をいう。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（同項に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の額が信用供与等限度額（同項に規定する信用供与等限度額をいう。以

下この項において同じ。）を超えている農林中央金庫の当該同一人に対する信用の供与等については、農林中央金庫が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を農林水産大臣及び内閣総理大臣に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、農林中央金庫が、当該同一人に対して同日後も引き続き信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他やむを得ない理由がある場合において同日までに農林水産大臣及び内閣総理大臣の承認を受けたときは、農林中央金庫は、同日の翌日において新農林中央金庫法第五十八条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

2 新農林中央金庫法第五十八条第二項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に同一人に對する信用の供与等の額が合算して合算信用供与等限度額（同項に規定する合算信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている農林中央金庫及びその子会社等（新農林中央金庫法第五十八条第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は農林中央金庫の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、農林中央金庫が第三号施行日から起算して三月を経過する日ま

でにその旨を農林水産大臣及び内閣総理大臣に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過するまでの間は、適用しない。この場合において、農林中央金庫が、農林中央金庫及びその子会社等又は農林中央金庫の子会社等が当該同一人に対しても同日後も引き続き合算信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに農林水産大臣及び内閣総理大臣の承認を受けたときは、農林中央金庫は、同日の翌日において新農林中央金庫法第五十八条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

(権限の委任)

第十六条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長（農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限にあつては、地方支分部局の長）に委任することができる。

(地方税法の一部改正)

第十七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第十九号中「当該承継銀行と」を「承継銀行と」に改め、同条第二十号中「破綻保険会社」を「破綻保険会社」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十九号の次に次の一号を加える。

二十 預金保険法第二百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等（同法附則第十五

条の二第三項の規定により特定承継銀行とみなされる同項に規定する承継協定銀行を含む。）が同法

第一百二十六条の三十四第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定を受けて行う同法第二百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等からの同法第二百二十六条の三十四第一項に規定する特定事業譲受け等による不動産の取得

附則第十条第一項中「事業の譲受け」を「同法第二条第十三項に規定する事業の譲受け等若しくは同法第二百二十六条の三十四第一項に規定する特定事業譲受け等」に改める。

（中小企業信用保険法の一部改正）

第十八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第六号中「特別危機管理銀行」の下に「同法第二百二十六条の二第一項第二号に規定する

特定第二号措置に係る同項に規定する特定認定に係る金融機関、同法第百二十六条の三十四第三項第一号に規定する特定承継銀行」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第十九条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十条第二項中「又は」を「若しくは」に、「であつて」を「又は同法第百二十六条の二第一項第一号に規定する特定第一号措置に係る同法第百二十六条の二第一項に規定する特定株式等の引受け等を行ふべき旨の同条第六項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け若しくは当該特定第一号措置に関する株式の取得であつて、」に、「当該決定」を「これらの決定」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十五号(五)中「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改め、同号中(六)を(七)とし、(七)から(十)までを(八)から(十一)までとし、(六)の次に次のように加える。

一 (七) 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十一認可件数 一一件につき十五万一

四条の二第一項（外国銀行代理業務に係る認可等）の外国

円

銀行代理業務の認可

別表第一第三十六号〔三〕中「（昭和二十六年法律第二百三十八号）」を削る。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）

第二十一条 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項第一号及び第二号並びに第一百六十二条第二項中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改める。

（特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部改正）

第二十二条 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは「業務（特定住宅債権等処理法第三条第一項及び第十二条の二第一項に規定する業務を除く。）」と」を削り、「第一百五十二条第一号」を「第一百五十二条第一号」に改める。

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第二十三条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項中「第三十七条第三項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

第五十三条第三項中「又は特別危機管理銀行」を「特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は特定承継金融機関等（第一百一十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）に、「事業若しくは」を「事業、破綻金融機関等から吸収分割により承継した権利義務若しくは破綻金融機関等から」に改め、「債務」の下に「若しくはその不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれのある債務（次条第一項第一号及び附則第十二条第一項において「預金等に係る債務等」という。）」を加える。

第五十四条第二項中「事業の譲受け等」の下に「若しくは特定事業譲受け等」を加える。

第七十一条中「銀行持株会社等に限る。）」とあるのは「銀行持株会社等に限る。）」を「次の各号に掲げる業務」とあるのは「次の各号に掲げる業務（金融機能再生緊急措置法第五十三条第一項に規定する

業務を行う場合にあつては、当該業務）」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に掲げる者（同項に規定する業務を行う場合にあつては、同項第一号に規定する金融機関等）」と、同条第二項中「特定持株会社等」とあるのは「特定持株会社等」に改める。

第八十二条第二項中「第三十七条第三項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第二十四条 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「銀行持株会社等に限る。）」とあるのは「銀行持株会社等に限る。」（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能早期健全化緊急措置法第二条第一項に規定する金融機関等。次項において同じ。）を「次の各号に掲げる業務」とあるのは「次の各号に掲げる業務（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、当該業務）」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能早期健全化緊急措置法第二条第一項に規定する金融機関等）」と、同条第二項中

「特定持株会社等」とあるのは「特定持株会社等（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能早期健全化緊急措置法第二条第一項に規定する金融機関等）」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第二十五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第十三号中「第十三号」を「第十五号」に改める。

（民事再生法及び破産法の一部改正）

第二十六条 次に掲げる法律の規定中「第一条第十七項」を「第二条第十九項」に改める。

- 一 民事再生法（平成十一年法律第二百一十五号）第一百二十条の二第六項第三号
- 二 破産法（平成十六年法律第七十五号）第一百五十条第六項第三号

（会社法の一部改正）

第二十七条 会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三百三十一条第一項第三号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加え、同項第四号中「禁

「錮」を「禁錮」に改める。

(郵政民営化法の一部改正)

第二十八条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一百十一条第二項中「第十六条の二第五項」を「第十六条の二第八項」に改め、同条第八項中「又は第十三号」を「、第十三号又は第十四号」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改める。

第一百二十条第一項第二号中「又は第十二号」を「から第十一号の二まで」に改める。

(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部改正)

第二十九条 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十一条中「銀行持株会社等に限る。」とあるのは「銀行持株会社等に限る。」（被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、被害回復分配金支払法第一条第一項に規定する金融機関。次項において同じ。）を「次の各号に掲げる業務」とあるのは「次の各号に掲げる業務（被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、当該業務）」と、「各号に定める者」とあるのは

「各号に定める者（被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、被害回復分配金支払法第二条第一項に規定する金融機関）」と、同条第二項中「特定持株会社等」とあるのは「特定持株会社等（被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、被害回復分配金支払法第二条第一項に規定する金融機関）」に改める。

第三十五条第二項中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改める。

（株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正）

第三十条 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「第十七条（第一号及び第二号）」を「第十五条の二（第一号に係る部分に限る。）、第十七条（第一号及び第三号）」に改める。

第五十七条中「、同法第三十七条第一項中「業務を」とあるのは「業務（機構法第五十一条第一項各号に掲げる業務を除く。）を」と」を削る。

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正）

第三十一条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「第十七条（第一号及び第二号）を「第十五条の二（第一号に係る部分に限る。）」、

第十七条（第一号及び第三号）に改める。

第五十三条中「同法第三十七条第一項中「業務を」とあるのは「業務（機構法第四十七条第一項各号に掲げる業務を除く。）」を」と「を削る。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十二条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第八号中「の施行」を「附則第一条第三号に掲げる規定の施行」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第三十三条 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「（昭和二十六年法律第百九十八号）」の下に「預金保険法」を加える。

第二十条第一項中「投資信託及び投資法人に関する法律」の下に「預金保険法」を加える。

（調整規定）

第三十四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二

十四年法律第八十六号）の施行の日前である場合には、第一条のうち金融商品取引法第七十九条の四十九第一項の改正規定及び同号中「第七十九条の四十九第一項」とあるのは、「第七十九条の四十九」とする。

第三十五条 施行日が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）の施行の日前である場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における新金融商品取引法附則第三条の二の規定の適用については、同条中「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」とあるのは、「厚生年金基金」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前とした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十七条 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第三十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

金融システムの信頼性及び安定性を高めるため、情報伝達行為に対する規制の導入等のインサイダー取引規制の強化、投資一任業者等による運用報告書等の虚偽記載等に係る制裁の強化、投資法人の資本政策手段の多様化、大口信用供与等規制の強化、金融危機に際して金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を行う措置の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。